

# 精子凍結保存同意書及び凍結精子廃棄処分に関する説明書(単身用)

## 1. 治療法としての位置づけ

主に下記のような場合に精子凍結を行います。

- ① 加齢や疾病などの可能性を考慮し、将来的な妊孕性低下を危惧する場合
- ② その他、本人が希望する理由による

精子凍結は確立された治療法であり、試験的な治療法ではありません。

## 2. 方法

クライオチューブと呼ばれる凍結保存用ツールを用いて、容器の中に洗浄した精子と凍結保護液を一緒に入れます。それを液体窒素蒸気中に一定時間静置し、液体窒素の中で凍結保存します。

運動精子が確認できれば、1~4本で凍結を行います。(本数は所見次第で決定します)

精液所見が不良(精子死滅症や無精子症の疑い)の場合など、精子凍結ができない可能性もあります。

その際は当院もしくはお近くの不妊治療病院に受診してください。

## 3. 治療成績

凍結保存から融解を行った場合の精子生存率は約50%です。症例や精子の状態により変動することが予想されます。

## 4. 凍結期間

精子凍結の期間は初回凍結日から1年間とし、以降、1年毎の自動更新となります。

破棄をご希望の際は必ず更新までに連絡してください。

## 5. 更新・破棄の手続き

更新、手続きの方法について、初回凍結時に説明いたしますが、ご不明点あればいつでも問い合わせください。破棄については、ご本人からの直接の連絡が必要になります。

破棄の連絡以降での意思変更は原則できませんので、よく考えたうえでのご連絡をお願いします

## 6. 廃棄

正常な更新手続きが行われない、連絡が取れない、本人が死亡された場合は破棄させていただきます。

## 7. 連絡

ご本人の連絡先、氏名に変更があった場合は速やかに当院までご連絡ください。

## 8. 再凍結保存

凍結精子使用後に、運動精子が十分ある場合は再凍結して保存することができます。

その際は別途再凍結費用を頂きます。

再凍結した場合の凍結保存期間は、最初の凍結日から算出するものとし、再凍結により凍結期間が延長するものではありません。

凍結精子の生存率は高くありません、再凍結後に運動精子が確保できない可能性もご了承ください。

## 9. 費用

精子凍結保存に必要な費用は料金表をご参照ください。

凍結保管期間中に融解および破棄その他の理由により精子の保存が終了した場合でも、凍結保管料および更新料の返金はありません。

## 10. リスク

凍結融解後は凍結前より運動率が低下する可能性があるため、融解後に運動精子が確認できない場合があります。

凍結精子を使用しての妊娠を希望する場合は、原則顕微授精が必要です。

(凍結精子1本での治療の目安は、顕微授精1回分です)

治療方針については使用する病院と相談の上で決定します。

妊娠率は治療方針や女性(パートナー)の方の年齢やその他要因にもよります。

凍結精子を使用して妊娠ご希望の際は、まずご夫婦で当院受診してください。

不慮の事故、天災、災害、その他やむを得ない事由による不可抗力により、精子が損傷もしくは紛失することがあります。様々な情勢変化により凍結期間や更新方法などを変更する事があります。

## 11. 代替手段

射出精液中に精子が確認できない場合、精巣内精子回収術など外科的処置が適応になることがあります。詳しい説明ご希望の場合は診察室でお尋ねください。

## 12. 個人情報の取り扱い

医療サービス向上のため、外部機関の審査を受けることがあります。守秘義務誓約書を交わした審査機関が個人情報を閲覧することがあります。学会報告等に使用する場合がありますが、その際個人情報はすべて匿名化され、個人を特定できないよう十分に配慮致します。

## 13. 同意書の提出と同意の取り消し

精子凍結は本説明書への同意書の提出なしには行うことはできません。

同意書提出後でも精子凍結する前であれば、いつでも本治療に関する同意を取り消すことが可能です。その際は診察室で必ず申し出ください。

精子凍結、破棄について、ご不明な点等あれば遠慮なく下記にご相談ください。

表参道ARTクリニック  
03-6433-5461